

犬山市地域福祉活動計画 (素案)

令和4年12月時点



基本的な考え方

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（社協）は、住民が住み慣れた地域の中で安心して、豊かに暮らせるよう応援し、支援していくために、社会福祉法に基づき、全ての都道府県・市町村に設置されている組織で、営利を目的としない公益の事業活動を行っています。

例えば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域福祉増進のために活動しています。

(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、必要に応じて福祉サービスが利用できるというだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに気兼ねなく助けられたり助けたりする関係と助け合いの仕組みをつくっていくことです。

これまでの福祉は、困っている人に福祉サービスを提供する形での支援がほとんどでした。しかし、近年、地域や家庭の困りごとや課題は、介護と育児のダブルケア、8050問題をはじめとするひきこもりの問題など、様々な要因が複雑化・複合化してきています。

国は、地域共生社会という理念を打ち出し、これまでの制度や分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、住民の生活課題を「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながりながら課題解決に参画することによって、全ての住民が安心して生活できる社会の実現を目指しています。

地域福祉を推進し、地域共生社会を実現するためには、地域の多様な主体がつながって参加する「地域力の強化」が必要です。

(3) 活動計画の役割

地域福祉を進める上で、市全体の理念やしきみをつくる地域福祉計画と、それを実現・実行するための活動のあり方を定める地域福祉活動計画は、車の両輪であるといえます。

地域福祉計画では、地域における様々なつながりを大切にする地域福祉の推進を「“わ”のまちづくり」であるとしています。

また、強化していくべき地域の力を「“わ”の力」と表現し、基本理念を「つながり 支え合い 地域で高めよう “わ”の力」としています。

そこで、市と社協が共通の基本理念と基本目標を共有して取り組むことで、より実現性の高い計画とすることを目指していきます。

また、「社協の全職員が地域福祉の推進を担う」という共通意識の醸成を図りながら、事業を通じて「人づくり、場づくり、しきみづくり、つながりづくり」の4つの基本目標を推進していきます。

(4) 活動計画の期間

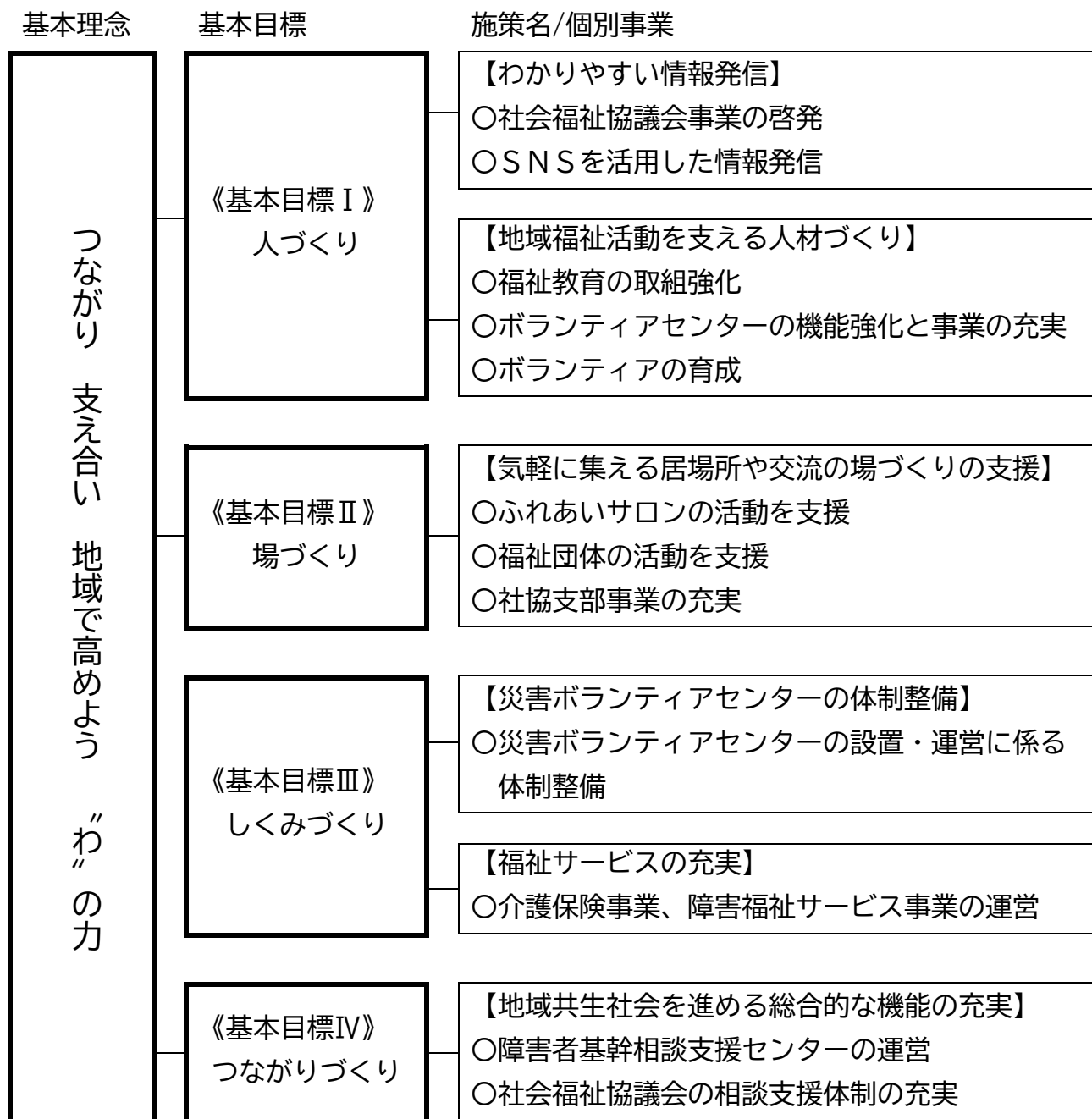
本活動計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年計画です。

本活動計画の進行管理は、定期的に調査・検証し、活動内容の改善を進めます。また、社会情勢や制度改正などの変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

本活動計画の評価については、計画の中間年度と最終年度に行います。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
犬山市地域福祉活動計画（2023～2027）					(2028～2032)
犬山市社会福祉協議会発展強化計画 (2021～2025)			(2026～2030)		

(5) 活動計画の体系図



活動計画の内容

《基本目標Ⅰ》人づくり

◇福祉の心を育み、地域福祉活動に参加する人を増やしていきます。

市が実施したアンケートや団体へのヒアリング（アンケート等）から、20歳代の福祉への関心度が最も低い、地域の組織の役員の担い手や活動への参加者が減少しているなどの課題が見えてきました。

社協は、これまで「社協だより」の発行や「福祉まつり」の開催など、事業内容の周知に努めてきました。

また、児童・生徒に対する福祉教育やさまざまなボランティア講座を開催するなど、地域福祉活動への市民参加を進めてきました。

こうした取り組みを通して、少しずつ市民の意識や関心は高まってきましたが、地域課題が複雑・多様化する中で、現在活動しているボランティアの高齢化や固定化が進んでおり、新たな担い手の育成が急務となっています。

そこで、さらなる福祉への理解・啓発活動や地域福祉の担い手の育成・確保を推進するとともに、ボランティア意識を醸成し、地域福祉活動を支援していきます。

施策名	方向性
わかりやすい情報発信	市民が地域福祉に関心を持ち、活動に参加するきっかけとなるよう、わかりやすい情報発信を行います。
個別事業	取り組み
社会福祉協議会事業の啓発	相談窓口や講座開催など、社会福祉協議会が実施する各種事業について、ホームページやパンフレット、市広報などを活用し、市民への周知を図ります。
SNSを活用した情報発信	SNSの特性を生かした活用方法について検討を行い、SNSを活用して福祉情報の発信をすることにより、若年層などの幅広い世代に対する情報伝達を図ります。

施策名	方向性
地域福祉活動を支える人材づくり	地域活動をさらに充実するため、多くの市民が活動の目的や必要性を理解し、関心を持ってもらえるよう、さまざまな講座を企画し、気軽に地域福祉活動に参加できる土壌をつくります。
個別事業	取り組み
福祉教育の取組強化	将来の福祉の担い手づくりに向けて、子どもたちの福祉の理解を深めるため、小・中学校での福祉学習や福祉体験を実施します。また、地域に向けて、福祉教育を推進するため、福祉出前教室の実施に努めます。
ボランティアセンターの機能強化と事業の充実	ボランティア活動の拠点としての役割を十分に理解し、日々変化するボランティアニーズへの対応やボランティア活動者相互の連携を促進し、ボランティアセンターの機能強化と事業の充実に努めます。
ボランティアの育成	各種ボランティア講座を企画し、関係機関・団体の協力のもと、市民の学びから実践までを一体的に支援し、ボランティアの育成に努めます。

《基本目標Ⅱ》場づくり

◇人と人がつながるきっかけづくりのために、地域で交流する機会の創出や拠点づくりを支援していきます。

アンケート等から、多世代の交流やつきあいが少ない、地域の人が気軽に集まれる場所が少ない、地域で横のつながりを作るのが難しいなどの課題が見えてきました。

社協は、これまで「ふれあいサロン」や「子供会」、「老人クラブ」などの地域で交流する機会の推進を図ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を休止せざるを得ない状況となりました。

そのため、地域でのつながりが途切れないよう、創意工夫をしながら地域で交流する機会を推進していく必要があります。

そこで、多世代・多文化交流や障がい者の居場所づくりの積極的な支援に努めるとともに、参加の機会を広げ、社会活動を推進していきます。

施策名	方向性
気軽に集える居場所や交流の場づくりの支援	地域の中で、ひとりで悩みを抱え込んだり、孤立感を深めないために、年齢や障がいの有無、立場に関係なく、気軽に相談したり、集い・交流できる場づくりを支援するため、社協会費や共同募金配分金を適正に配分できるよう、事業の枠組みの見直しを図ります。
個別事業	取り組み
ふれあいサロンの活動を支援	地域住民によるつどいの場として、自発的に開催される「ふれあいサロン」への助成を実施し、地域の活性化を図り、活動のさらなる発展を支援します。
福祉団体の活動を支援	福祉団体への助成を実施し、障がい者等の居場所づくりや社会参加を支援します。
社協支部事業の充実	地域に密着した活動を展開するため、関係機関や団体などと連携し、社協支部事業の充実を図ります。

《基本目標Ⅲ》しくみづくり

◇暮らしの環境整備や各分野の福祉サービスの充実とあわせて、必要な人に必要な支援を繋ぐための体制を整えていきます。

アンケート等から、災害等の緊急時にも安心な地域を実現するため、地域で助け合う体制を整えることの重要性や福祉サービスの充実、共に支え合う仕組みづくり、情報提供の充実により、必要なサービスを適切に利用できる環境を実現することの重要性などの課題が見えてきました。

社協は、これまで災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を市と締結し、総合防災訓練への協力や防災人材育成講座の開催などに取り組んできました。

災害時に迅速に対応するためには、平常時から関係機関と連携し、定期的に災害ボランティアセンターの設置・運営シミュレーションを実施していく必要があります。

また、訪問介護事業などの福祉サービスについても、利用者に寄り添いながら実施してきましたが、介護職員の高齢化に伴い、事業の安定運営と充実を図るための人員確保が急務となっています。

そこで、災害時に迅速に対応するための体制づくりを進めるとともに、福祉サービスの実施に必要な人員確保に努め、事業の安定運営と充実を図っていきます。

施策名	方向性
災害ボランティアセンターの体制整備	平常時から関係者や関係機関との協力体制を構築し、災害時に即応できる体制づくりを整備します。
個別事業	取り組み
災害ボランティアセンターの設置・運営に係る体制整備	災害時の支援ニーズに迅速に対応できるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営シミュレーションを実施し、迅速かつ適切に対応できる体制整備に努めます。

施策名	方向性
福祉サービスの充実	福祉サービスで不足するサービスについて、事業の継続と充実に努めます。
個別事業	取り組み
介護保険事業、障害福祉サービス事業の運営	訪問介護事業、いきがいサロン事業の運営方法の効率化を図り、安定運営に努めるとともに、地域に密着した適切な運営を図ります。

《基本目標Ⅳ》つながりづくり

◇地域共生社会の実現を目指し、複雑化・複合化する地域課題に対応するために、包括的な支援体制を整備していきます。

アンケート等から、日常生活の中で悩みや不安を抱えるすべての市民が相談や支援を受けられるよう、分かりやすく利用しやすい相談窓口を整備するとともに、相談窓口を含む専門機関の連携体制を構築する必要性などの課題が見えてきました。

社協は、これまで生活困窮者自立支援機関や地域包括支援センターなどと連携した貸付相談や障害者基幹相談支援センターを市より受託し、障がい者（児）に対する相談支援を実施してきました。

そこで、関係機関と連携して、世代や属性を超えた包括的な相談支援体制の整備に努めるとともに、地域資源のネットワーク化を図り、支援が必要な人と地域とのつながりをつくっていきます。

施策名	方向性
地域共生社会を進める総合的な機能の充実	生活課題を抱える住民のあらゆる相談を受け止め、高齢者、障がい者、子育てなどの分野の異なる専門職が垣根を越えて連携し、適切な支援につなげられるよう支援体制の強化を図ります。
個別事業	取り組み
障害者基幹相談支援センターの運営	障がい者（児）に対する相談機能の強化を図り、複雑多様化する課題の解決に向け、他機関協働を推進し、包括的な相談支援体制の充実に努めます。
社会福祉協議会の相談支援体制の充実	地域のあらゆるニーズに対応した相談支援体制の充実を目指して、社会福祉協議会が実施する各種事業や地域の社会資源によるサービスを市民が最大限活用できるよう、関係機関や団体などと連携の強化を図ります。また、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を配置し、あらゆる生活課題への支援体制の強化に努めます。

資料

(1) 設置要綱

犬山市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人犬山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に犬山市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、犬山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(委員及び任期)

第2条 委員会の委員は10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、社協会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の福祉関係者
- (3) その他会長が必要と認めた者

2 委員の任期は、委嘱の日から活動計画の策定に係る審議が終了するまでとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときには、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、社協事務局において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(2) 委員名簿

犬山市地域福祉活動計画策定委員名簿

区分	氏名	所属等
(1)	関谷みのぶ	名古屋経済大学教授
(1)	松山勝美	社会福祉法人職員経験者
(2)	野呂一彦	犬山北地区民生児童委員協議会会長（社協犬山北支部長）
(2)	布目訓久	犬山南地区民生児童委員協議会会長（社協犬山南支部長）
(2)	吉原支郎	城東地区民生児童委員協議会会長（社協城東支部長）
(2)	澤野勝己	羽黒地区民生児童委員協議会会長（社協羽黒支部長）
(2)	押谷重昭	楽田地区民生児童委員協議会会長（社協楽田支部長）
(2)	長岡昭雄	池野地区民生児童委員協議会会長（社協池野支部長）
(2)	上垣外勝安	犬山市ボランティア連絡協議会会長

(1) 学識経験者

(2) 地域の福祉関係者